

【日本鉄バイオサイエンス学会 演題発表時の COI 開示基準】

- ① 企業・法人組織，営利を目的とする団体での役員，顧問
年間の合計収入が 100 万円以上の場合
- ② 産学連携活動の相手先のエクイティ（株保有・利益など）
年間の株式による利益（配当，売却益の総和）が 100 万円以上の場合
或いは当該全株式の 5%以上を所有する場合
- ③ 企業・組織や団体からの特許使用料
1つの権利使用料が年間 100 万円以上の場合
- ④ 企業・組織や団体から，会議の出席（発表）に対し，研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
1つの企業・団体からの講演料が年間 50 万円以上の場合
- ⑤ 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
1つの企業・団体からの原稿料が年間 50 万円以上の場合
- ⑥ 企業・組織や団体が提供する研究費
1つの企業，団体から医学研究（受託研究費，共同研究費，臨床試験など）に対して支払われた総額が年間 200 万円以上の場合
- ⑦ 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄付金
1つの企業・組織や団体から，申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野など）
或いは研究室の代表者に支払われた総額が年間 200 万円以上の場合
- ⑧ 寄付講座所属
企業・組織や団体が提供する寄附講座に申告者が所属している場合
- ⑨ その他，研究とは直接無関係な旅行，贈答品などの報酬
1つの企業・組織や団体から受けた報酬の総額が年間 5 万円以上の場合

ただし⑥，⑦については，筆頭発表者個人か，筆頭発表者が所属する部局（講座・分野など）或いは研究室などについて，研究成果の発表に関連し，開示すべきCOI関係にある企業・組織や団体からの研究経費，奨学寄付金などの提供があった場合は，これを申告する必要がある。